漁業調整委員会委員応募申込書

（漁業者委員又漁業従事者委員用）

島根県知事　様

　　年　　月　　日

海区漁業調整委員会委員について、次の事項を確認の上、申し込みます。

➤ 募集要領に掲げる資格を満たしており、本申込書に記入した内容は事実に相違ありません。

➤ 記入内容について確認を行うため、必要に応じて島根県が関係機関に照会することに同意します。

➤ 応募者に関する情報（住所、生年月日、電話番号、最終学歴を除く。）について、島根県農林水産部水産課のホームぺージにおいて公表することに同意します。

１　応募する海区漁業調整委員会　※該当する委員会にチェックを付けてください。

　　　□ 島根海区漁業調整委員会

　　　□ 隠岐海区漁業調整委員会

２　応募の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | □大正・□昭和・□平成年月日生年齢歳（申込日現在） | 性別 |
| 氏名 | 　 | □ 男□ 女 |
| 住所 |  | 自宅電話番号 | ( )　　- |
| 携帯電話番号 | ( )　　- |
| 職業 |  |
| 最終学歴 | 学校名 | 卒業年月 |
|  | 昭和 / 平成　　　年　　　月 卒業 |
| 経歴 | ※漁業の職歴、海区漁業調整委員会委員歴、漁業者が組織している法人又は団体経歴等を記載してください。 |
| 期間名称・役職等 |  |
| 期間名称・役職等 |  |
| 期間名称・役職等 |  |
| 期間名称・役職等 |  |
| 期間名称・役職等 |  |
| 漁業経営の | 経営形態 | □専業・□兼業 |
| 状況 | 漁業従事年数 | 　　　　　年（うち海面漁業に係る年数　　　年） |
|  | 年間漁業従事日数注１、注２ |  | 漁業者としての日数 | 漁業従事者としての日数 |
| 2021年(令和３年)2022年(令和４年)2023年(令和５年) | 　　　　　日　　　　　日　　　　　日 | 　　　　　日　　　　　日　　　　　日 |
|  | 特別資格の該当注２ | □ 特別資格に該当する。 |
|  | 年間漁船稼働日数注３ | 2021年(令和３年)2022年(令和４年)2023年(令和５年) | 　　日(うち海面漁業に係る日数　　日)　　日(うち海面漁業に係る日数　　日)　　日(うち海面漁業に係る日数　　日) |
|  | 漁業所得及び水揚金額注４ | 2021年(令和３年)2022年(令和４年)2023年(令和５年) | 漁業所得　 　万円、水揚金額　 　万円漁業所得　 　万円、水揚金額　 　万円漁業所得　 　万円、水揚金額　 　万円 |
| 資源管理協定への参加 | □ 資源管理協定に参加している。（協定名　　　　　　　　　　　　　　　）□ 資源管理協定に参加していない。 |
| 新規漁業就業者の育成注５ | 2020年（令和２年）から2023年（令和５年）までの間に、□ 新規漁業就業者を雇用した実績を有する。　　　 （人数　　　人）　　（活用事業名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 新規漁業就業者の研修を受け入れた実績を有する。（人数　　　人）　　（活用事業名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ 新規漁業就業者に対する技術指導の実績を有する。（人数　　　人）　　（活用事業名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 応募理由及び委員就任後の抱負 | ※　応募理由を200字程度で記載してください。※　書類審査にあたっては、この欄に記載された内容を考慮しますので、理由、活動実績、意気込み等をなるべく詳しく記載してください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 委員となることができない者 | 応募申込日において、次のいずれにも該当しない。・令和７年４月１日時点の年齢が満18歳未満の者・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者 | □いずれにも該当しない。□いずれかに該当する。 |

　注意事項

１　「漁業者」とは漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは漁業者のために漁業に従事するものをいいます。

２　海区漁業調整委員会の委員又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の役員であってその委員又は役員に就任後、１年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に該当しなくなった場合は、特別資格の欄にチェックを付けて下さい。

３　使用する漁船の年間稼働日数を記載してください。応募者が法人の経営者等で自らが漁船に乗り組まない場合にあっては、当該法人に所属する漁船の年間稼働日数を記載してください。

４　法人又は団体の役員等にあっては、漁業に関する給与所得を記載してください。

５　新規漁業就業者（この申込みにおいては、漁業の経験が５年未満の者とします。）の雇用、研修の受け入れ、技術指導の実績を記載してください。また、研修等にあたって、国や県等の事業を活用した場合は事業名を記載してください。

６　記載欄が不足する場合は、（別紙のとおり）と表記し、別用紙に記載の上添付してください。

７　提出された申込書等は返却しません。

添付書類

１　応募者の住民票の写し（発行後３か月以内のものに限る。）